

JAS 分析試験ハンドブック

# 遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル

改訂第 2 版

平成 14 年 6 月 20 日



独立行政法人 農林水産消費技術センター

## はじめに

遺伝子組換え農産物含有可能食品について、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）に基づき、表示の義務化が平成13年4月から行われることとなった。表示は分別生産流通管理（IPハンドリング）に基づいて行われるが、IPハンドリングが正しく行われているかどうかの目安として、独立行政法人 農林水産消費技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の表示の遵守点検を行うこととなる。本マニュアルは、この検査分析方法の標準化のために作成したものである。

本マニュアルは、分析試料取り扱い編、基本操作編、個別品目編（定性試験用）、分析試薬調製編、コンタミネーション防止編、定量的PCR編の6編よりなる。遺伝子組換え食品の検査・分析に当たっては、マニュアルに記載された事項を遵守して行うこと。

遺伝子組換え食品の品質表示は、その適用範囲が非常に広い。また、品質表示基準は新たな組換え体等に対応するため、毎年見直しがされる。

また、遺伝子関連技術は、日進月歩の状態であり、本マニュアルに記載してある遺伝子組換え食品の分析方法についても、分析技術の向上と品質表示基準の見直しに対応するため、常に見直しをしておく必要がある。このため、遺伝子組換え食品の検査・分析に当たっては、マニュアルの改訂履歴を参照し、最新版を用いて行う。

（平成14年4月1日作成、平成14年6月20日最終改訂）

遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル改訂履歴

版	改訂年月日	改訂理由及び内容	承認	審査	作成
0	平成 13年 4月 1日	新規 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析試料取り扱い編</li> <li>・基本操作編</li> <li>・個別品目編</li> <li>・分析試薬調製編</li> <li>・コンタミネーション防止編</li> <li>・定量的 PCR 編</li> </ul>			
1	平成 13年 5月 25日	内標比（別表 1）の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的 PCR 編</li> </ul>			
2	平成 14年 6月 20日	全編改訂 文言の修正及び統一を行った。 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 5 1 7 号）における義務表示対象品目に、ジャガイモ加工食品が追加されたことに伴う分析法の追加を行った。 各編における変更は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析試料取り扱い編 市販品検査時の買い上げ点数の追加した。 抽出法追加に伴う野帳記入要領を変更した。</li> <li>・基本操作編 章立ての変更を行った。（試験の概要、出典、適用の範囲、装置、試薬、操作、純度、記録、備考） 抽出法にスピнкаラム及びイオン交換カラムを使用する方法を追加した。 ジャガイモ加工食品からの組換え体検知法を記載した。 PCR に、独立行政法人食品総合研究所を中心に開発された方法を採用し、記載した。 ジャガイモ用のプライマーを記載した。</li> <li>・個別品目編 前処理法が、定量試験と混同することのないように編題を「個別品目編（定性試験用）」とした。 適用範囲、使用機器を記載した。 ジャガイモ加工食品の前処理法を記載した。 抽出法の追加に伴うサンプル採取量を記載した。</li> <li>・分析試薬調製編 プライマーの使用方法を、詳しく記載した。</li> <li>・定量的 PCR 編 章立ての変更を行った。（試験の概要、出典、適用の範囲、装置、試薬、操作、反応の解析、測定のやり直し、定量下限、記録、備考） 定量的 PCR に適した DNA の抽出法について記載した。</li> </ul>			